

令和6年度 公文書開示状況（令和6年11月決定分）

福祉局

表の見方

＜決定区分＞について

・開示、一部開示、不開示（開示しない）、不存在（文書が存在しない）、存否応答拒否（文書があるかないかを明らかにしない）のうち、該当する項目に「1」と表記しています。

＜（根拠規定）条例7条＞について

・一部開示、不開示及び存否応答拒否について、東京都情報公開条例第7条各号のいずれを根拠として不開示としたのかについて、該当する項目に「1」と表記しています。
・各号に定める非開示事項は以下のとおりです。

- 7条1号 法令秘情報
- 7条2号 個人情報
- 7条3号 事業活動情報
- 7条4号 犯罪の予防・捜査等情報
- 7条5号 審議、検討又は協議に関する情報
- 7条6号 行政運営情報
- 7条7号 任意提供情報
- 7条8号 特定個人情報
- 7条9号 死者の個人番号

＜公文書の件名＞について

・特定の個人名、法人名及びそれらの特定に結びつく可能性のある情報は、〇〇と表記しています。
・決定区分が不存在の場合や存否応答拒否の場合は、開示請求書の請求件名を記載しています。
ただし、個人情報・法人情報保護に配慮し、簡潔に表記する場合があります。

＜公文書の総枚数＞について

・CD-R等に複写し交付している場合や、文書不存在等により公文書を交付していない場合は、総枚数欄が空欄になります。

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					（根拠規定）条例7条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
1	R6.9.5	R6.11.1	令和6年度 東京都困難な問題を抱える女性への支援施策において、東京都女性相談支援センター、女性自立支援施設、民間団体等で実施した宿泊を伴う保護に関する文書施設名、委託民間団体名、保護期間、被保護者人数、支出記録等記載された文書	36		1					1	1			1				（7条2号） 個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため （7条3号） 公にすることにより、法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため （7条6号） 公にすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため	福祉局子供・子育て支援部育成支援課
2	R6.9.3	R6.11.1	令和5年度 東京都女性相談センターから婦人保護施設・民間団体等への一時保護委託に関する公文書委託事業者名、保護期間、被保護者人数、委託費用、支出記録等記載された文書	542		1					1	1	1		1				（7条2号） 公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあると認められるため （7条3号） 公にすることにより当該法人等の事業運営上の地位が損なわれると認められるもの （7条4号） 公にすることにより、印影の偽造等の犯罪の予防、その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるため （7条6号） 公にすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため	福祉局子供・子育て支援部女性相談支援センター
3	R6.9.5	R6.11.1	令和6年度 東京都困難な問題を抱える女性への支援施策において、東京都女性相談支援センター、女性自立支援施設、民間団体等で実施した宿泊を伴う保護に関する文書施設名、委託民間団体名、保護期間、被保護者人数、支出記録等記載された文書	817		1					1	1	1		1				（7条2号） 公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあると認められるため （7条3号） 公にすることにより当該法人等の事業運営上の地位が損なわれると認められるもの （7条4号） 公にすることにより、印影の偽造等の犯罪の予防、その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるため （7条6号） 公にすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため	福祉局子供・子育て支援部女性相談支援センター
4	R6.9.12	R6.11.11	令和3・4年度東京都ひとり親家庭支援センター運営に係る業務委託契約事業支出内訳書	96		1					1	1	1						（7条2号） 個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため （7条3号） 公にすることにより、法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため （7条4号） 公にすることにより、法人印の偽造、その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるため	福祉局子供・子育て支援部育成支援課
5	R6.10.26	R6.11.12	令和3年度東京都若年被害女性等支援事業において受託者〇〇から取得した5月27日付バージョンより前の通年の実施状況報告書。 ※5月27日付の実施状況報告書は対象外					1											当該公文書を作成及び取得していないため、存在しない	福祉局子供・子育て支援部育成支援課
6	R6.10.30	R6.11.12	令和3年度東京都若年被害女性等支援事業で受託者〇〇の事業計画書は給料等が計1500万で四半期あたり470万となる。しかし実施状況報告書の第1四半期人件費170万円、第2四半期180万、第3四半期190万と著しく少なく従事者が適正賃金が疑念がある。この報告を受けて都が特別に実施した慎重な事業状況確認に関する一切の文書。					1											当該公文書を作成及び取得していないため、存在しない	福祉局子供・子育て支援部育成支援課

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					(根拠規定) 条例 7 条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
7	R6. 10. 30	R6. 11. 12	令和３年度東京都若年被害女性等支援事業において受託者〇〇が提出した第１から第３四半期の実施状況報告書に記載の事業実績額が契約額及び概算払額を期間按分した額に対して著しく少なく事業従事者の賃金が最低賃金に近い恐れがある。しかし、〇〇の事業実績は厚労省事業分等も加算されている。正確な実施状況把握には他事業分との按分が欠かせない。都が行った厚労省事業との按分に関する一切の文書。					1										当該公文書を作成及び取得していないため、存在しない	福祉局子供・子育て支援部育成支援課	
8	R6. 11. 5	R6. 11. 19	令和３年度東京都被害女性支援事業の企画提案募集時の要領４で事業実績に応じて支出するとし、仕様書６条委託経費では本事業の実施に必要な経費としその対象費目を指定している。契約時点では要綱にあった文を類推させる「26,000千円を上限とし、事業実績に応じてする」の文言が仕様書に追加された。募集時の仕様書の給付対象を変更するために当該文書を追加したとする一切の文書。					1										当該公文書を作成及び取得していないため、存在しない	福祉局子供・子育て支援部育成支援課	
9	R6. 9. 21	R6. 11. 20	令和６年度 地域生活支援事業（ふらっとホーム事業）において、東京都が作成、取得した文書	1394		1					1	1	1		1			（７条２号） 個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため （７条３号） 公にすることにより、法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため （７条４号） 公にすることにより、犯罪の予防、その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるため （７条６号） 公にすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため	福祉局子供・子育て支援部育成支援課	
10	R6. 10. 8	R6. 11. 20	令和５年度 東京都若年被害女性等支援事業 事業者評価委員会に関して東京都が作成、取得した文書 評価委員会が開催されてない場合、当事業補助金受給５団体に対する何らかの審査、評価を行った会議等の文書	115		1					1	1	1		1			（７条２号） 個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため （７条３号） 公にすることにより、法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため （７条４号） 公にすることにより、犯罪の予防、その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるため （７条６号） 公にすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため	福祉局子供・子育て支援部育成支援課	
11	R6. 10. 26	R6. 11. 20	令和３年度東京都若年被害女性等支援事業において受託者〇〇の精算にあたり取得した全てのバージョンの通年の実施状況報告書。また、修正依頼や修正版提出を行ったことがわかる一切の文書やメール。	18		1						1			1			（７条３号） 公にすることにより、法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため （７条６号） 公にすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため	福祉局子供・子育て支援部育成支援課	
12	R6. 11. 6	R6. 11. 20	令和３、４年度 東京都若年被害女性等支援事業の４団体への委託に関して地方自治法に定める監督及び検査について地方自治法施行令第百67条の15第４項に基づき都職員以外に委託を実施していた場合、当該委託に関する一切の文書。					1										当該公文書を作成及び取得していないため、存在しない	福祉局子供・子育て支援部育成支援課	
13	R6. 9. 25	R6. 11. 18	平成12年４月１日付指定理由書	1	1														福祉局高齢者施策推進部在宅支援課	

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					(根拠規定) 条例 7 条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
14	R6. 9. 25	R6. 11. 18	東京都シルバーパス条例（平成20年 3 月29日東京都条例 4 号）の議案の新旧がわかる文書					1											当該公文書は保存期間が満了しており、現に保有していないため。	福祉局高齢者施策推進部在宅支援課
15	R6. 9. 25	R6. 11. 18	令和 6 年度予算明細書（シルバーパスの交付）	3	1															福祉局高齢者施策推進部在宅支援課
16	R6. 9. 25	R6. 11. 18	(1) 都シルバーパス条例施行規則第 6 条第 2 項にある、業務に関する取扱いを定めなければならないとある定めがわかる文書 (2) パスの発行（施行規則第 7 条）の指定団体から申込の用紙が届かない時の対応がわかる文書					1											当該文書は、都において作成及び保有していないため。	福祉局高齢者施策推進部在宅支援課
17	R6. 10. 21	R6. 11. 18	社会福祉施設建設工事に係る入札直後の施設整備費補助交付申請で提出された契約費目別内訳		1															福祉局高齢者施策推進部施設支援課
18	R6. 10. 21	R6. 11. 18	社会福祉施設建設工事に係る入札直後の施設整備費補助交付申請で提出された契約費目別内訳			1					1		1						(7 条 2 号) 個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため (7 条 4 号) 公にすることにより、犯罪の予防、その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるため	福祉局高齢者施策推進部施設支援課
19	R6. 10. 21	R6. 11. 18	社会福祉施設建設工事に係る入札直後の施設整備費補助交付申請で提出された契約費目別内訳					1											作成、取得をしていないため	福祉局高齢者施策推進部施設支援課
20	R6. 11. 11	R6. 11. 25	私が国の障害年金の審査で国から知的障害者と認定を受けたにも関わらず、東京都福祉局施設サービス課調整担当が私に対して東京都愛の手帳（東京都療育手帳）を交付しない理由・根拠が書かれた書類一式						1		1								特定の個人に係る請求であり、当該公文書の存否を明らかにするだけで、個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるもの又は個人の権利利益を害するおそれがあるもの（東京都情報公開条例第 7 条第 2 号）を開示することとなるため	福祉局障害者施策推進部施設サービス支援課